

離島等供給約款〔高压用〕

令和7年10月1日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

令和 7 年 9 月 3 日 届 出

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 離島等供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	4

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	6
8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	6
10 供 給 の 開 始	7
11 供 給 の 単 位	7
12 承 諾 の 限 界	7
13 需給契約書の作成	7

III 契約種別および料金

14 契 約 種 別	8
15 業 務 用 電 力	8
16 業務用ウィークエンド電力	12
17 高 圧 電 力	14
18 高圧電力Ⅰ型	18
19 高圧電力Ⅱ型	20
20 高圧電力Ⅲ型	23
21 臨 時 電 力	26
22 自家発補給電力	27
23 予 備 電 力	34
24 融雪用電力A	36
25 融雪用電力B	39

26	融雪用電力 C	42
27	融雪用電力 D	46
28	業務用蓄熱調整契約	49
29	産業用蓄熱調整契約	53
30	業務用空調システム契約（エコ・アイスプラス）	58
31	業務用電化厨房契約（クック e プラス）	60

IV 料金の算定および支払い

32	料金の適用開始の時期	63
33	検 針 日	63
34	料金の算定期間	63
35	使用電力量等の算定	63
36	料 金 の 算 定	64
37	日 割 計 算	64
38	料金の支払義務および支払期日	65
39	料金等のお知らせおよび請求	66
40	料金その他の支払方法	66
41	延 滞 利 息	67
42	保 証 金	68

V 使用および供給

43	適正契約の保持	69
44	契 約 超 過 金	69
45	力 率 の 保 持	69
46	需要場所への立入りによる業務の実施	69
47	電気の使用にともなうお客さまの協力	70
48	供 給 の 停 止	71
49	供給停止の解除	72
50	供給停止期間中の料金	72
51	違 約 金	72
52	供給の中止または使用の制限もしくは中止	72
53	損害賠償の免責	73
54	設 備 の 賠 償	73

VI 契約の変更および終了

55	需給契約の変更	74
56	名 義 の 変 更	74
57	需給契約の廃止	74
58	需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および 工事費の精算	74
59	解 約 等	78
60	需給契約消滅後の債権債務関係	78

VII 供給方法，工事および工事費の負担

61	供給方法，工事および施設	79
62	工事費負担金等の申受けおよび精算	79
63	工事費等に関する契約書の作成	80

VIII 保 安

64	保 安 の 責 任	81
65	保安等に対するお客さまの協力	81

附	則	82
---	---------	----

別	表	98
---	---------	----

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。
礼文島，利尻島，天売島，焼尻島，奥尻島

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 付 帯 電 灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小

型機器を含みます。)等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付けの記録型計量器により計量される値をいいます。

(10) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(11) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(13) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が当社の供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

(14) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(16) 加重平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき加重平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

なお、15(業務用電力)(4)イ、16(業務用ウィークエンド電力)(2)イ、17(高圧電力)(4)イ、18(高圧電力Ⅰ型)(2)イ、19(高圧電力Ⅱ型)(2)イまたは20(高圧電力Ⅲ型)(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。

- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたし

ます。

- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ、次の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。

なお、この場合には、所定の申込書を使用していただくことがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法ならびに業務用蓄熱調整契約、産業用蓄熱調整契約、業務用空調システム契約および業務用電化厨房契約の適用希望の有無

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社または当該配電事業者が、発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ 当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者に提供すること。

ニ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

- (3) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要するこ

とがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、当社が承諾したときとは、当社が申込みを承諾する旨の書面をお客さまに発送した日またはその旨の通知を電子メールを送信する方法等によりお客さまに発信した日とし、これによりがたい場合には、13（需給契約書の作成）の需給契約書を取り交わした日といたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力，自家発補給電力のうちの1契約種別，予備電力，融雪用電力A，融雪用電力B，融雪用電力C，融雪用電力D

10 供給の開始

- (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

業務用電力、業務用ウィークエンド電力、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型、高圧電力Ⅲ型、臨時電力、自家発補給電力A、自家発補給電力B、予備電力、融雪用電力A、融雪用電力B、融雪用電力C、融雪用電力D

15 業 務 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備

をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた供給とみなします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力 A と同一計量される場合で、自家発補給電力 A によって電気を使

用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気の供給を受ける場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 一般料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,693円20銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	23 円 40 銭
-------------	-----------

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,693 円 20 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1 キロワット時につき	25 円 69 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 91 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定める平均力率の算定方法による値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(6) そ の 他

イ 時間帯別料金の適用を受ける場合、契約期間満了に先だって、原則として一般料金に料金を変更することはできません。

ロ 時間帯別料金から一般料金に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

ハ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

- ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

16 業務用ウィークエンド電力

(1) 適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた供給とみなします。

- (ロ) 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その 1 月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

- ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(3) 休日平日区分

休日平日区分は、次のとおりといたします。

イ 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

ロ 平 日

休日以外の日をいいます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	3,254 円 20 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の休日、平日別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 休 日

1 キロワット時につき	20 円 20 銭
-------------	-----------

(ロ) 平 日

1 キロワット時につき	21 円 23 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定める平均力率の算定方法による値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといいたします。

17 高 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

高压で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が 2,000 キロワット未満であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、お客さまと当社との協議によって契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が 50 キロワット未満であるものについても対象とすることがあります。

ロ 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需

要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた供給とみなします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力 B と同一計量される場合で、自家発補給電力 B によって電気を使用了ときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力 B の供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から自家発補給電力 B のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力 B の供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気の供給を受ける場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 一般料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,880円20銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	21円62銭
------------	--------

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用

しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,880 円 20 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1 キロワット時につき	23 円 01 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 91 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定める平均力率の算定方法による値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(6) そ の 他

イ 発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

ロ 時間帯別料金の適用を受ける場合、契約期間満了に先だって、原則として一般料金に料金を変更することはできません。

ハ 時間帯別料金から一般料金に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

ニ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

18 高圧電力Ⅰ型

(1) 適用範囲

高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた供給とみなします。

- (ロ) 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その 1 月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

- ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 一般料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,264 円 20 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	23 円 16 銭
-------------	-----------

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,264 円 20 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1 キロワット時につき	25 円 85 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 91 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定める平均力率の算定方法による値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

イ 時間帯別料金の適用を受ける場合、契約期間満了に先だって、原則として一般料金に料金を変更することはできません。

ロ 時間帯別料金から一般料金に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

ハ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

19 高圧電力Ⅱ型

(1) 適用範囲

高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要

電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた供給とみなします。

- (ロ) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その1月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

- ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

- (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 一般料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,550 円 20 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	22 円 33 銭
-------------	-----------

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,550 円 20 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1 キロワット時につき	24 円 35 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 91 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定める平均力率の算定方法による値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

イ 時間帯別料金の適用を受ける場合、契約期間満了に先だって、原則として一般料金に料金を変更することはできません。

ロ 時間帯別料金から一般料金に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

ハ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

20 高圧電力Ⅲ型

(1) 適用範囲

高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた供給とみなします。

(ロ) 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その 1 月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 一般料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	3,287 円 20 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	20 円 55 銭
-------------	-----------

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	3,287 円 20 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1 キロワット時につき	21 円 07 銭
-------------	-----------

b 夜間時間

1 キロワット時につき	19 円 91 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定める平均力率の算定方法による値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

イ 時間帯別料金の適用を受ける場合、契約期間満了に先だって、原則として一般料金に料金を変更することはできません。

ロ 時間帯別料金から一般料金に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

ハ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

21 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

高压で電気の供給を受けて、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当し、契約電力が原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、適用いたしません。

イ 動力（付帯電灯を含みます。）を使用するもの。

ロ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、業務用電力または高压電力の場合に準じて定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表4（契約電力の算定方法）によって算定された契約電力の値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ (1)イに該当する場合

(イ) 基本料金

基本料金は、17（高压電力）(5)イ(イ)の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、17（高压電力）(5)イ(イ)の該当料金の20パーセントを割増ししたものの半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	23 円 51 銭
-------------	-----------

ロ (1)ロに該当する場合

(イ) 基本料金

基本料金は、15（業務用電力）(5)イ(イ)の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、15

(業務用電力) (5)イ(イ)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものの半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25 円 66 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または高圧電力に準じて適用いたします。ただし、契約電力が 500 キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

- (イ) 負荷が最大と認められる 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

- (ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(4) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となる場合は、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。

22 自家発補給電力

(1) 自家発補給電力 A

イ 適用範囲

業務用電力または業務用ウィークエンド電力のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものについては、適用いたしません。

ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量(定格出力といたします。)を下回らないものいたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)からお客さまの予備発電設備の容量(定格出力といたします。)を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量(定格出力といたします。)から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量(同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。)を差し引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表 2 (燃料費等調整) によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、その 30 パーセントといたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,962 円 52 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

1 キロワット時につき	24 円 54 銭
-------------	-----------

b a 以外の場合

1 キロワット時につき	27 円 77 銭
-------------	-----------

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Aの使用

(イ) お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 業務用電力または業務用ウィークエンド電力と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、業務用電力の契約電力が 15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは業務用ウィークエンド電力の契約電力が 16（業務用ウィークエンド電力）(2)ロによって決定されるお客さまのその 1 月の 30 分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用ウィークエンド電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

ホ 業務用電力または業務用ウィークエンド電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力または業務用ウィークエンド電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(イ) 業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは業務用ウィークエンド電力の契約電力を 16（業務用ウィークエンド電力）(2)イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは業務用ウィークエンド電力の契約電力を 16（業務用ウィークエンド電力）(2)ロによって定めるお客さまの場合で、その 1 月の 30 分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用ウィークエンド電力の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかと

きは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、業務用電力または業務用ウィークエンド電力と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 業務用電力または業務用ウィークエンド電力と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a 業務用電力のお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。また、15（業務用電力）(5)ロの適用を受けるお客さまの基準の電力は、各時間帯別に定めておくものといたします。

なお、基準の電力の算定にあたり次の(a)、(b)または(c)によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により(a)、(b)または(c)に準じて決定いたします。

(a) 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力

(b) 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用電力の平均電力

(c) 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用電力の平均電力

b 業務用ウィークエンド電力のお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として休日、平日別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aを使用のつど選択することはできません。

なお、基準の電力の算定にあたり次の(a)、(b)または(c)によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により(a)、(b)または(c)に準じて決定いたします。

(a) 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における16（業務用ウィークエンド電力）(3)に定める休日、平日別の平均電力

(b) 自家発補給電力Aの使用の前3月間における16（業務用ウィークエンド電力）(3)に定める休日、平日別の平均電力

(c) 自家発補給電力Aの使用の前3日間における16（業務用ウィークエンド電力）(3)に定める休日、平日別の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または業務用ウィークエンド電力に準ずるものといたします。

(2) 自家発補給電力B

イ 適用範囲

高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型のお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものについては、適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、その 20 パーセントといたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

契約電力 1 キロワットにつき	3,168 円 22 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

1 キロワット時につき	22 円 60 銭
-------------	-----------

b a 以外の場合

1 キロワット時につき	25 円 31 銭
-------------	-----------

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力 B の使用

(イ) お客さまが自家発補給電力 B を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型と自家発補給電力 B を同一計量する場合で、高圧電力の契約電力が 17（高圧電力）(4) ロによって決定されるお客さま、高圧電力Ⅰ型の契約電力が 18（高圧電力Ⅰ型）(2) ロによって決定されるお客さま、高圧電力Ⅱ型の契約電力が 19（高圧電力Ⅱ型）(2) ロによって決定されるお客さままたは高圧電力Ⅲ型の契約電力が 20（高圧電力Ⅲ型）(2) ロによって決定されるお客さまのその 1 月の 30 分最大需要電力計の値が高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力 B を使用されなかったものとみなします。

ホ 高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型と同一計量される場合で、自家発補給電力 B を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力を

その1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 高压電力の契約電力を 17 (高压電力) (4)イによって定めるお客さま、高压電力Ⅰ型の契約電力を 18 (高压電力Ⅰ型) (2)イによって定めるお客さま、高压電力Ⅱ型の契約電力を 19 (高压電力Ⅱ型) (2)イによって定めるお客さままたは高压電力Ⅲ型の契約電力を 20 (高压電力Ⅲ型) (2)イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 高压電力の契約電力を 17 (高压電力) (4)ロによって定めるお客さま、高压電力Ⅰ型の契約電力を 18 (高压電力Ⅰ型) (2)ロによって定めるお客さま、高压電力Ⅱ型の契約電力を 19 (高压電力Ⅱ型) (2)ロによって定めるお客さままたは高压電力Ⅲ型の契約電力を 20 (高压電力Ⅲ型) (2)ロによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が高压電力、高压電力Ⅰ型、高压電力Ⅱ型または高压電力Ⅲ型の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Bの超過であることが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、高压電力、高压電力Ⅰ型、高压電力Ⅱ型または高压電力Ⅲ型と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 高压電力、高压電力Ⅰ型、高压電力Ⅱ型または高压電力Ⅲ型と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。また、高压電力で 17 (高压電力) (5)ロの適用を受けるお客さま、高压電力Ⅰ型で 18 (高压電力Ⅰ型) (4)ロの適用を受けるお客さま、高压電力Ⅱ型で 19 (高压電力Ⅱ型) (4)ロの適用を受けるお客さままたは高压電力Ⅲ型で 20 (高压電力Ⅲ型) (4)ロの適用を受けるお客さまの基準の電力は、各時間帯別に定めておくものといたします。

なお、基準の電力の算定にあたり次の a、b または c によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により a、b または c に準じて決定いたします。

- a 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の平均電力
 - b 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の平均電力
 - c 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の平均電力
- (ロ) 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。
- (ハ) 使用電力量の区分
- 自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。
- ト その他
- (イ) 定期検査または定期補修は、できる限りせん頭期間(7月、8月、12月および1月といたします。)をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。
- なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。
- (ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型に準ずるものといたします。

23 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力、業務用ウィークエンド電力、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される
ときの契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容
または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定め
ます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを
除き、50 キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）
(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただ
し、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し
引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット	予 備 線	103 円 40 銭
につき	予 備 電 源	121 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料
金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増
しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用
した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供
給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用ウイ
ークエンド電力、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型に準ず
るものといたします。

24 融雪用電力 A

(1) 適用範囲

毎日午後 9 時から翌日の午後 4 時までの時間を限り、融雪などのために毎年、原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り、3 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなし、付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として、50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は、次によるものといたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。

(イ) 契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表 4（契約電力の算定方法）(1) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

(ロ) 契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表 4（契約電力の算定方法）(2) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。ただし、電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は、次の a によってえた値について別表 4（契約電力の算定方法）(2) に準じて算定してえた値と次の b によってえた値との合計といたします。

a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量（入力）を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と a で差し引かれた電熱負荷設備の容量（入力）との合計

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 契約上電気を使用できる期間において継続した3月（以下「最低使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合においても、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当社は、しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最低使用期間	1,373円20銭
	最低使用期間以外の期間	790円20銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	20円55銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

そのお客さまにつき次により定めた力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(イ) 契約電力が500キロワット未満の場合

a 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

b お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(ロ) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。

(5) 力率割引および割増しの取扱い

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

(イ) (4)ハ(イ)bにおける「正当な理由がある場合」とは、進相用コンデンサの取付け、取外しの場合または力率に変更を生ずるような契約負荷設備もしくは契約受電設備の変更の場合をいいます。

なお、この場合、力率に変更がある場合の基本料金の算定にあたっては、変更前と変更後の力率によって 37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ロ) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は、(4)ハ(イ)aによって定めた力率といたします。ただし、その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は、85 パーセントといたします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

(イ) 平均力率は、次の算式によって算定いたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(ロ) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は、電気を使用した過去の実績を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は、85 パーセントといたします。

(6) そ の 他

イ (1)における「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。

ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、(1)における「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし、その場合であっても、需要の休止は申し受けません。

ハ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変

更することはできません。

ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ 最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年 12 月の計量日（当社があらかじめお客さまにお知らせする電力量計の値または 30 分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。）から翌年の 3 月の計量日の前日までの期間といたします。

ヘ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等に定めるところの区分装置に準じて取り扱うものといたします。

ト その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

25 融雪用電力 B

(1) 適用範囲

毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうち 2 時間を除いた 22 時間に限り、融雪などのために毎年、原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り、3 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなし、付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として、50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は、次によるものといたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。

(イ) 契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表 4（契約電力の算定方法）(1) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

(ロ) 契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表 4（契約電力の算定方法）(2) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受

電設備の容量との合計といたします。ただし、電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は、次の a によってえた値について別表 4（契約電力の算定方法）(2) に準じて算定してえた値と次の b によってえた値との合計といたします。

a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量（入力）を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と a で差し引かれた電熱負荷設備の容量（入力）との合計

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 最低使用期間をあらかじめ設定していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の時間帯を変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当社は、しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	1,472 円 20 銭
	最低使用期間以外の期間	812 円 20 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	20 円 68 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

そのお客さまにつき次により定めた力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(イ) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

- a 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- b お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(ロ) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。

(5) 力率割引および割増しの取扱い

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

- (イ) (4)ハ(イ)bにおける「正当な理由がある場合」とは、進相用コンデンサの取付け、取外しの場合または力率に変更を生ずるような契約負荷設備もしくは契約受電設備の変更の場合をいいます。

なお、この場合、力率に変更がある場合の基本料金の算定にあたっては、変更前と変更後の力率によって 37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

- (ロ) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は、(4)ハ(イ)aによって定めた力率といたします。ただし、その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は、85 パーセントといたします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

- (イ) 平均力率は、次の算式によって算定いたします。ただし、有効電力量の値が零と

なる場合の平均力率は、85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(ロ) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその1月の力率は、電気を使用した過去の実績を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その1月の力率が85 パーセントを下回る場合は、85 パーセントといたします。

(6) そ の 他

イ (1)における「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。

ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、(1)における「10月から翌年の5月までの期間」を延長することがあります。ただし、その場合であっても、需要の休止は申し受けません。

ハ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ 最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年12月の計量日から翌年の3月の計量日の前日までの期間といたします。

ヘ 当社は、契約使用時間以外の時間については、あらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。

ト 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等に定めるところの区分装置に準じて取り扱うものといたします。

チ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

26 融雪用電力C

(1) 適用範囲

毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り、融雪などのために毎年、原則として10月から翌年の5月までの期間を限り、3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなし、付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として、50 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

イ 契約電力が500 キロワット未満の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用

する契約負荷設備を含みます。)の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は、次によるものといたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。

(イ) 契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表 4 (契約電力の算定方法) (1) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量 (入力) との合計といたします。

(ロ) 契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表 4 (契約電力の算定方法) (2) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。ただし、電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は、次の a によってえた値について別表 4 (契約電力の算定方法) (2) に準じて算定してえた値と次の b によってえた値との合計といたします。

a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量 (入力) を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と a で差し引かれた電熱負荷設備の容量 (入力) との合計

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 最低使用期間をあらかじめ設定していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合においても、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当社は、しゃ断する装置または確認する装置を

取り付けないことがあります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	867 円 20 銭
	最低使用期間以外の期間	702 円 20 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	23 円 67 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

そのお客さまにつき次により定めた力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(イ) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

a 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

b お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(ロ) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。

(5) 力率割引および割増しの取扱い

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

- (イ) (4)ハ(イ) bにおける「正当な理由がある場合」とは、進相用コンデンサの取付け、取外しの場合または力率に変更を生ずるような契約負荷設備もしくは契約受電設備の変更の場合をいいます。

なお、この場合、力率に変更がある場合の基本料金の算定にあたっては、変更前と変更後の力率によって 37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

- (ロ) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は、(4)ハ(イ) a によって定めた力率といたします。ただし、その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は、85 パーセントといたします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

- (イ) 平均力率は、次の算式によって算定いたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

- (ロ) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は、電気を使用した過去の実績を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は、85 パーセントといたします。

(6) そ の 他

- イ (1)における「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。

- ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、(1)における「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし、その場合であっても、需要の休止は申し受けません。

- ハ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

- ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

- ホ 最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年 12 月の計量日から翌年の 3 月の計量日の前日までの期間といたします。

- ヘ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等に定めるところの区分装置に準じて取り扱うものといたします。

- ト その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

27 融雪用電力D

(1) 適用範囲

毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうち2時間を除いた22時間に限り、融雪などのために毎年、原則として10月から翌年の5月までの期間を限り、3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなし、付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は、次によるものといたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

(イ) 契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表4（契約電力の算定方法）(1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

(ロ) 契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表4（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。ただし、電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は、次のaによってえた値について別表4（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と次のbによってえた値との合計といたします。

a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量（入力）を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とaで差し引かれた電熱負荷設備の容量（入力）との合計

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 最低使用期間をあらかじめ設定していただきます。
- ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の時間帯を変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。
- ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当社は、しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	878 円 20 銭
	最低使用期間以外の期間	702 円 20 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	23 円 93 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

そのお客さまにつき次により定めた力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(イ) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

- a 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、そ

の瞬間力率は、100 パーセントといたします。)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

b お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(ロ) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。

(5) 力率割引および割増しの取扱い

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

(イ) (4)ハ(イ)bにおける「正当な理由がある場合」とは、進相用コンデンサの取付け、取外しの場合または力率に変更を生ずるような契約負荷設備もしくは契約受電設備の変更の場合をいいます。

なお、この場合、力率に変更がある場合の基本料金の算定にあたっては、変更前と変更後の力率によって 37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ロ) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は、(4)ハ(イ)aによって定めた力率といたします。ただし、その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は、85 パーセントといたします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

(イ) 平均力率は、次の算式によって算定いたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(ロ) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は、電気を使用した過去の実績を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は、85 パーセントといたします。

(6) そ の 他

イ (1)における「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。

ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により、(1)における「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし、その場合であっても、需要の休止は申し受けません。

ハ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

- ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。
- ホ 最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年 12 月の計量日から翌年の 3 月の計量日の前日までの期間といたします。
- ヘ 当社は、契約使用時間以外の時間については、あらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。
- ト 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等に定めるところの区分装置に準じて取り扱うものといたします。
- チ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

28 業務用蓄熱調整契約

(1) 適用範囲

業務用電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）を行なう需要で、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2) 休日平日区分および時間帯区分

イ 休日平日区分は、次のとおりといたします。

(イ) 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

(ロ) 平日

休日以外の日をいいます。

ロ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料金

各月の料金は、業務用電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から、イによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。ただし、蓄熱割引額は、業務用電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額を上限といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることができます。

イ 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

(イ) 業務用電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{業務用電力（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{ハ（イ）の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

(ロ) 業務用電力（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{業務用電力（時間帯別料金）の夜間時間にお} \\ &\quad \text{ける使用電力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{ハ（ロ）の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

(ハ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{業務用ウィークエンド電力の休日における} \\ &\quad \text{使用電力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の休日の蓄熱電力量} \times \text{ハ（ハ）の休日の蓄熱割引率} \\ &+ \text{業務用ウィークエンド電力の平日における} \\ &\quad \text{使用電力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その1月の平日の蓄熱電力量} \times \text{ハ（ハ）の平日の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、次のとおりといたします。

なお、蓄熱電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 過去の蓄熱電力量を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(ロ) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの蓄熱電力量は、当社が定めた月別（暦月といたします。）の蓄熱電力量といたします。

(ハ) 蓄熱運転を行なう負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の内容または稼働方法の変更によって、(イ)または(ロ)によりがたい場合は、蓄熱式負荷設備の容量、aの運転時間数、bの稼働日数およびcの控除率に

もとづき、次のとおり算定いたします。この場合の蓄熱電力量は、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものいたします。

$$\begin{aligned} \text{蓄熱電力量} &= \text{蓄熱式負荷設備の容量} \times a \text{ の運転時間数} \\ &\times b \text{ の稼働日数} \times \left(1 - \frac{c \text{ の控除率}}{100} \right) \end{aligned}$$

a 運転時間数

運転時間数は、夜間時間において蓄熱運転するために必要な月別（暦月といたします。）の1日当たりの時間数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合の運転時間数は、10時間をこえないものといたします。

なお、運転時間数が、負荷の実態と比較して不相当と認められる場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定めることがあります。

b 稼働日数

稼働日数は、蓄熱運転を行なう月別（暦月といたします。）の日数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合、2月については、閏年であっても28日を上回らないものといたします。

なお、これによりがたい特別な事情がある場合で、かつ、当社が適当と認めたときは、稼働日数は、お客さまと当社との協議によってその都度定めることがあります。

c 控除率

控除率は、別表7（業務用蓄熱調整契約における標準控除率表）に定める標準控除率、または蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいて、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

なお、控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

ハ 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

(イ) 業務用電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	24.2 パーセント
-----------	------------

(ロ) 業務用電力（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	10.9 パーセント
-------	------------

(ハ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

	休日	平日
蓄熱割引率	12.2 パーセント	16.5 パーセント

(4) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、(3)によって料金として算定された金額から、ロによって算定された蓄熱ピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(イ) お客さまが本取扱いの適用を希望されること。

(ロ) 蓄熱運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

なお、お客さまの発電設備により負荷の調整を行なう場合は、本取扱いを適用いたしません。

ロ 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1 月につき次のとおり算定いたします。ただし、業務用電力または業務用ウィークエンド電力としてまったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の蓄熱ピークシフト割引額は、半額といたします。

蓄熱ピークシフト割引額 = ハの蓄熱ピークシフト電力 × ニの割引単価

ハ 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から 1 年を通じての昼間時間における 30 分ごとの需要電力の最大値を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における 30 分ごとの需要電力の最大値の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ 割引単価

割引単価は、1 月につき次のとおりといたします。

(イ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力 1 キロワットにつき	2,289 円 22 銭
-----------------------	--------------

(ロ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力 1 キロワットにつき	2,766 円 07 銭
-----------------------	--------------

ホ 1 年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後 1 年に満たない場合には、本取扱いの適用が解消された月の料金は、料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加えたものといたします。

(5) そ の 他

イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

ハ 当社は、36（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、蓄熱ピークシフト割引額を別表 6（蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式）により日割計算をして、料金を算定いたします。

ニ 36（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに蓄熱ピークシフト割引額を算定いたします。

29 産業用蓄熱調整契約

(1) 適用範囲

高压電力、高压電力Ⅰ型、高压電力Ⅱ型または高压電力Ⅲ型として電気の供給を受け、蓄熱運転を行なう需要で、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型によって料金として算定された金額から、イによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。ただし、蓄熱割引額は、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型によって料金として算定された金額を上限といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

イ 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その１月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

(イ) 高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その 1 月の蓄熱電力量} \times \text{ハ（イ）の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

(ロ) 高圧電力Ⅰ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力Ⅰ型（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その 1 月の蓄熱電力量} \times \text{ハ（ロ）の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

(ハ) 高圧電力Ⅱ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力Ⅱ型（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その 1 月の蓄熱電力量} \times \text{ハ（ハ）の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

(ニ) 高圧電力Ⅲ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力Ⅲ型（一般料金）の使用電} \\ &\quad \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その 1 月の蓄熱電力量} \times \text{ハ（ニ）の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

(ホ) 高圧電力（時間帯別料金）、高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金）、高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 = 高圧電力（時間帯別料金），高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金），高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金）の夜間時間における使用電力量 1 キロワット時当たり料金

$$\times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \frac{\text{ハ（ホ）の蓄熱割引率}}{\text{蓄熱割引率}}$$

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、次のとおりといたします。

なお、蓄熱電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (イ) 過去の蓄熱電力量を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。
- (ロ) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの蓄熱電力量は、当社が定めた月別（暦月といたします。）の蓄熱電力量といたします。
- (ハ) 蓄熱式負荷設備の内容または稼働方法の変更によって、(イ)または(ロ)によりがたい場合は、蓄熱式負荷設備の容量、a の運転時間数、b の稼働日数および c の控除率にもとづき、次のとおり算定いたします。この場合の蓄熱電力量は、供給電圧と同位にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

蓄熱電力量 = 蓄熱式負荷設備の容量 × a の運転時間数

$$\times b \text{ の稼働日数} \times \left(1 - \frac{c \text{ の控除率}}{100} \right)$$

a 運転時間数

運転時間数は、夜間時間において蓄熱運転するために必要な月別（暦月といたします。）の 1 日当たりの時間数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合の運転時間数は、10 時間をこえないものといたします。

なお、運転時間数が、負荷の実態と比較して不相当と認められる場合は、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めることがあります。

b 稼働日数

稼働日数は、蓄熱運転を行なう月別（暦月といたします。）の日数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合、2 月については、閏年であっても 28 日を上回らないものといたします。

なお、これによりがたい特別な事情がある場合で、かつ、当社が適当と認めたときは、稼働日数は、お客さまと当社との協議によってその都度定めることがあります。

c 控除率

控除率は、蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいて、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

なお、控除率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

ハ 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

(イ) 高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	18.0 パーセント
-----------	------------

(ロ) 高圧電力Ⅰ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	23.4 パーセント
-----------	------------

(ハ) 高圧電力Ⅱ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	20.6 パーセント
-----------	------------

(ニ) 高圧電力Ⅲ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	13.7 パーセント
-----------	------------

(ホ) 高圧電力（時間帯別料金）、高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金）、高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	10.9 パーセント
-----------	------------

(4) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の各月の料金は、(3)によって料金として算定された金額から、ロによって算定された蓄熱ピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(イ) お客さまが本取扱いの適用を希望されること。

(ロ) 蓄熱運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

なお、お客さまの発電設備により負荷の調整を行なう場合は、本取扱いを適用い

たしません。

ロ 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1 月につき次のとおり算定いたします。ただし、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型としてまったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の蓄熱ピークシフト割引額は、半額といたします。

$$\text{蓄熱ピークシフト割引額} = \text{ハの蓄熱ピークシフト電力} \times \text{ニの割引単価}$$

ハ 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から 1 年を通じての昼間時間における 30 分ごとの需要電力の最大値を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における 30 分ごとの需要電力の最大値の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ 割引単価

割引単価は、1 月につき次のとおりといたします。

(イ) 高圧電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力 1 キロワットにつき	2,448 円 17 銭
-----------------------	--------------

(ロ) 高圧電力Ⅰ型として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力 1 キロワットにつき	1,924 円 57 銭
-----------------------	--------------

(ハ) 高圧電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力 1 キロワットにつき	2,167 円 67 銭
-----------------------	--------------

(ニ) 高圧電力Ⅲ型として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力 1 キロワットにつき	2,794 円 12 銭
-----------------------	--------------

ホ 1 年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後 1 年に満たない場合には、本取扱いの適用が解消され

た月の料金は、料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加えたものといたします。

(5) そ の 他

イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

ハ 当社は、36（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、蓄熱ピークシフト割引額を別表 6（蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式）により日割計算をして、料金を算定いたします。

ニ 36（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに蓄熱ピークシフト割引額を算定いたします。

30 業務用空調システム契約（エコ・アイスプラス）

(1) 適 用 範 囲

業務用電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、電気空調機器の蓄熱運転と蓄熱運転以外の運転とを組みあわせて行なう需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

イ 氷蓄熱式空調システム等の蓄熱式空調機器を有し冷暖房のための蓄熱式運転を行なうことで業務用蓄熱調整契約の適用を受けること。

ロ 蓄熱式空調機器を含む電気空調システム（以下「総合電気空調システム」といいます。）を使用すること。

なお、この場合の総合電気空調システムの各機器の電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、定格電圧は、200 ボルト以上といたします。

(2) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

冬期間（毎年 11 月の計量日から翌年の 3 月の計量日の前日までの期間といたします。）の毎日午後 4 時から午後 6 時までの時間をいいます。

ロ オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、業務用電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定

された金額から、イによって算定された空調システム割引額を差し引いたものとしたします。ただし、空調システム割引額は、業務用電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額を上限といたします。

イ 空調システム割引額

空調システム割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{空調システム割引額} = \text{ロの非蓄熱電力量} \times \text{ハの割引単価}$$

ロ 非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は、次のとおりといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって非蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

また、非蓄熱電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 過去の非蓄熱電力量を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(ロ) 冷暖房のための蓄熱運転以外の運転を行なう電気空調機器（以下「非蓄熱式空調機器」といいます。）の内容または稼働方法の変更によって、(イ)によりがたい場合は、非蓄熱式空調機器の容量、aの運転時間数およびbの稼働日数にもとづき、次のとおり算定いたします。この場合の非蓄熱電力量は、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

$$\begin{aligned} \text{非蓄熱電力量} &= \text{非蓄熱式空調機器の容量} \times \text{aの運転時間数} \\ &\quad \times \text{bの稼働日数} \end{aligned}$$

a 運転時間数

運転時間数は、オフピーク時間において冷暖房のための蓄熱運転以外の運転を行なうために必要な月別（暦月といたします。）の1日当たりの時間数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合の運転時間数は、オフピーク時間をこえないものといたします。

なお、運転時間数が、負荷の実態と比較して不相当と認められる場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定めることがあります。

b 稼働日数

稼働日数は、オフピーク時間において冷暖房のための蓄熱運転以外の運転を行なう月別（暦月といたします。）の日数とし、あらかじめお客さまと当社との協議

によって定めるものといたします。この場合、2 月については、閏年であっても 28 日を上回らないものといたします。

なお、これによりがたい特別な事情がある場合で、かつ、当社が適当と認めたときは、稼働日数は、お客さまと当社との協議によってその都度定めることがあります。

ハ 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

非蓄熱電力量 1 キロワット時につき	4 円 40 銭
--------------------	----------

(4) そ の 他

イ 当社は、必要に応じてお客さまから総合電気空調システムに関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが、総合電気空調システムの内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

31 業務用電化厨房契約（クック e プラス）

(1) 適用範囲

業務用電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、別表 8（業務用電化厨房契約における適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し、その総容量（出力）が原則として 20 キロワット以上の需要で、かつ、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

冬期間（毎年 11 月の計量日から翌年の 3 月の計量日の前日までの期間といたします。）の毎日午後 4 時から午後 6 時までの時間をいいます。

ロ オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、業務用電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から、イによって算定された電化厨房割引額を差し引いたものといたします。ただし、電化厨房割引額は、業務用電力または業務用ウィークエンド電力によって料金

として算定された金額を上限といたします。

イ 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{電化厨房割引額} = \text{ロの割引対象電力量} \times \text{ハの割引単価}$$

ロ 割引対象電力量

割引対象電力量は、次のとおりといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって割引対象電力量の上限値を定めることがあります。

また、割引対象電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 過去の割引対象電力量を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(ロ) 電化厨房機器の内容または使用方法の変更によって、(イ)によりがたい場合は、電化厨房機器の容量、aの使用時間数およびbの使用日数にもとづき、次のとおり算定いたします。この場合の割引対象電力量は、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

$$\begin{aligned} \text{割引対象電力量} &= \text{電化厨房機器の容量} \times \text{aの使用時間数} \\ &\quad \times \text{bの使用日数} \end{aligned}$$

a 使用時間数

使用時間数は、オフピーク時間において電化厨房機器を使用する月別（暦月といたします。）の1日当たりの時間数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合の使用時間数は、オフピーク時間をこえないものといたします。

なお、使用時間数が、負荷の実態と比較して不相当と認められる場合は、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めることがあります。

b 使用日数

使用日数は、オフピーク時間において電化厨房機器を使用する月別（暦月といたします。）の日数とし、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。この場合、2月については、閏年であっても28日を上回らないものといたします。

なお、これによりがたい特別な事情がある場合で、かつ、当社が相当と認めた

ときは、使用日数は、お客さまと当社との協議によってその都度定めることがあります。

ハ 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

割引対象電力量 1 キロワット時につき	4 円 40 銭
---------------------	----------

(4) そ の 他

イ 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

IV 料金の算定および支払い

32 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

33 検 針 日

- (1) 検針日は、原則として毎月 1 日といたします。ただし、当社または当該配電事業者は、次の場合には、各月ごとに検針を行わないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (2) (1)イの場合で、検針を行わなかったときは、需給開始の直後の検針日に検針を行なったものといたします。
- (3) (1)ロの場合で、検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

34 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

35 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量とし、最大需要電力は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る最大需要電力等といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、(2)および(5)の場合を除き、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情が

あるときは、消滅日の前日を含む計量期間の始期から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間における時間帯別および休日、平日別の使用電力量を算定する場合、時間帯別および休日、平日別の使用電力量は、(2)および(5)の場合を除き、時間帯および休日、平日ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間の始期から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

- (2) 33(検針日)(3)の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 当社は、使用電力量等を39(料金等のお知らせおよび請求)に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。
- (4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

36 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する当社または当該配電事業者が定めた毎月一定の日(以下「検針の基準となる日」といいます。)の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

37 日 割 計 算

- (1) 当社は、36(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表5(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5(日割計算の基本算式)(1)ロにより算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表5(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 36（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、36（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表 5（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。

- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

38 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。

- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

- (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

イ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ロ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ハ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ホ その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め、その旨を当社がお客さまに通知した場合

- (4) お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過し

ていない料金に限ります。) については、お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ お客さまが(3)イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

なお、(3)イからニまでのいずれかに該当する場合であっても、一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等、料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合、当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし、この通知をした後、料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。

- (5) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

39 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。
- (2) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。

イ お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。

ロ 料金を40（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合

40 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 33（検針日）(2)の場合、需給開始の日から直後のそのお客さまの属する検針区域の計量日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後のそのお客さまの属する検針区域の計量日から次の計量日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

41 延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

42 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払わないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

43 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

44 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

45 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまについては、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 当社または当該配電事業者は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

46 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 65（保安等に対するお客さまの協力）(1)、(2)または(3)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 48（供給の停止）、57（需給契約の廃止）(1)または59（解約等）により必要な処置
- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

47 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設もしくは変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしがたい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

48 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ 料金以外の債務を支払われない場合

- (3) お客さまが次に該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

融雪用電力A，融雪用電力B，融雪用電力Cおよび融雪用電力Dの場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたときまたは契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。

- (4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ 高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型，高圧電力Ⅲ型もしくは自家発補給電力Bの場合または臨時電力もしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ホ 46（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

へ 47（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(6) (1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

49 供給停止の解除

48（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

50 供給停止期間中の料金

48(供給の停止)によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 37（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

51 違 約 金

(1) お客さまが 48（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

52 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくこ

とがあります。

- (2) 当社は(1)にともなう料金の減額は行ないません。

53 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合および 52（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 48（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 59（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

54 設 備 の 賠 償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

55 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

56 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

57 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、59（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

58 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約が消滅し、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事

費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約が消滅する場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ロ 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約が消滅する場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比である分（業務用電力、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の料金を時間帯別料金として定める場合は、各時間帯別、業務用ウィークエンド電力の場合は、休日、平日別にあん分いたします。）してえたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ハ 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力

分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分（業務用電力、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の料金を時間帯別料金として定める場合は、各時間帯別、業務用ウィークエンド電力の場合は、休日、平日別にあん分いたします。）してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分について、次の金額を精算いたします。

a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分（業務用電力、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の料金を時間帯別料金として定める場合は、各時間帯別、業務用ウィークエンド電力の場合は、休日、平日別にあん分いたします。）してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち契約電力の減少に見合う部分について、次の金額を精算

いたします。

- a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

- (2) (1)において、お客さまが新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用されていた場合は、当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止し、または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、(1)イまたはハにより精算いたします。ただし、当社の供給設備を1年以上利用される契約電力に見合う部分がある場合で、当社の供給設備を1年以上利用されるその契約電力に見合う部分が変更後の契約電力を上回るときは、その上回る契約電力分について託送約款等に準じて算定された託送費相当分の20パーセントに該当する金額を、(1)イまたはハにより算定された精算額から差し引くものといたします。

なお、この場合の工事費の精算は、次のイまたはロのとおりといたします。

イ お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止し、または契約電力を減少される日までの契約電力が、お客さまが契約電力を新たに設定された日の前日の当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を上回らない場合、工事費の精算を行いません。

ロ イ以外の場合、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止し、または契約電力を減少される日までの契約電力が、お客さまが契約電力を新たに設定された日の前日の当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を上回る部分について、(1)イまたはハに準じて、工事費の精算を行いません。

- (3) 15（業務用電力）(4)イ、16（業務用ウィークエンド電力）(2)イ、17（高圧電力）(4)イ、18（高圧電力Ⅰ型）(2)イ、19（高圧電力Ⅱ型）(2)イまたは20（高圧電力Ⅲ型）(2)イによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで需給契約が消滅し、または15（業務用電力）(4)イ(イ)c、16（業務用ウィークエンド電力）(2)イ(ロ)、17（高圧電力）(4)

イ(イ) c, 18 (高圧電力Ⅰ型) (2)イ(ロ), 19 (高圧電力Ⅱ型) (2)イ(ロ)もしくは20 (高圧電力Ⅲ型) (2)イ(ロ)により契約電力を減少しようとする場合は, (1)および(2)に準ずるものといたします。この場合, (1)および(2)にいう契約電力を新たに設定された日は, 契約受電設備を新たに設定された日とし, 契約電力を増加された日は, 契約受電設備の総容量を増加された日とし, 契約電力を減少される日は, 15 (業務用電力) (4)イ(イ) c, 16 (業務用ウィークエンド電力) (2)イ(ロ), 17 (高圧電力) (4)イ(イ) c, 18 (高圧電力Ⅰ型) (2)イ(ロ), 19 (高圧電力Ⅱ型) (2)イ(ロ)または20 (高圧電力Ⅲ型) (2)イ(ロ)により契約電力を減少しようとする日といたします。

59 解 約 等

- (1) 48 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には, 当社は, 需給契約を解約することがあります。

なお, この場合には, その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが, 57 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで, その需要場所から移転され, 電気を使用されていないことが明らかな場合には, 当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

60 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は, 需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

61 供給方法、工事および施設

- (1) 電気の需給地点は、当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

62 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成后すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成后、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

63 工事費等に関する契約書の作成

当社は、工事着手前に、工事費等に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

Ⅷ 保 安

64 保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

65 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社または当該配電事業者は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

- (3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

- (4) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、令和7年10月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、35（使用電力量等の算定）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3 臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い

21（臨時電力）(1)イの対象となるお客さまで、21（臨時電力）(2)により定める契約電力が500キロワット未満となる場合の料金は、21（臨時電力）(3)にかかわらず、次によって算定された基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,717円04銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	25円38銭
------------	--------

(3) 力率割引および割増し

イ 負荷が最大と認められる1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において、託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率とな

る場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

4 自家発補給電力Bのお客さまの料金算定にかかわる取扱い

22（自家発補給電力）(2)の対象となるお客さまで、22（自家発補給電力）(2)ロにより定める契約電力が 500 キロワット未満となる場合の料金は、22（自家発補給電力）(2)ハにかかわらず、次によって算定された基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、その 20 パーセントといたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,490 円 62 銭
-----------------	--------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

イ 定期検査または定期補修による場合

1 キロワット時につき	24 円 29 銭
-------------	-----------

ロ イ以外の場合

1 キロワット時につき	27 円 42 銭
-------------	-----------

(3) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

5 検知制御装置付融雪用機器を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 適 用

イ 当社は、次のいずれにも該当する融雪用機器を検知機能を備えた通電制御可能な融雪用機器（以下「検知制御装置付融雪用機器」といいます。）といたします。

(イ) 道路，歩道橋，駐車場，屋根等に設置されたもの。

(ロ) 次のいずれかに該当する機能を有するもの。

a 降雪検知

b 屋根，路面状況検知

(ハ) (ロ)により自動的に通電制御ができるもの。

ロ 当社は、次のいずれかに該当する融雪用機器を検知制御装置付融雪用機器として取り扱います。ただし、これらの融雪用機器を使用される需要場所において、検知制御装置付融雪用機器をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款〔高圧用〕（以下「旧離島約款」といいます。）において検知制御装置付融雪用機器の適用を受けている融雪用機器

(ロ) (イ)に該当する融雪用機器を使用される需要場所において、取り付けまたは取り替えられたイに該当する融雪用機器

ハ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、イに定める検知制御装置付融雪用機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、検知制御装置付融雪用機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 料 金

検知制御装置付融雪用機器を使用されるお客さまが令和8年3月の料金に係る計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）の終期までの期間に使用される電気に適用する料金は、24（融雪用電力A）(4)、25（融雪用電力B）(4)、26（融雪用電力C）(4)および27（融雪用電力D）(4)にかかわらず、24（融雪用電力A）(4)、25（融雪用電力B）(4)、26（融雪用電力C）(4)および27（融雪用電力D）(4)によって料金として算定された金額から、次の算式によって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

$$\text{検知制御装置付融雪用機器割引額} = \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント}$$

$\begin{aligned} \text{割引対象額} = & 24 \text{ (融雪用電力A) (4)イ, 25} \\ & \text{(融雪用電力B) (4)イ, 26 (融} \\ & \text{雪用電力C) (4)イまたは27 (融} \\ & \text{雪用電力D) (4)イによって算} \\ & \text{定された基本料金} \end{aligned}$	$+ \begin{aligned} & \text{その1月の使用電力量に24 (融} \\ & \text{雪用電力A) (4)ロ, 25 (融雪用} \\ & \text{電力B) (4)ロ, 26 (融雪用電力} \\ & \text{C) (4)ロまたは27 (融雪用電力} \\ & \text{D) (4)ロの該当料金を適用して} \\ & \text{算定された金額} \end{aligned}$
--	---

(3) 検知制御装置付融雪用機器割引額の算定

イ 契約負荷設備に検知制御装置付融雪用機器以外の負荷設備がある場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は、次の算式によって算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{検知制御装置付} \\ \text{融雪用機器割引額} = & \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント} \times \text{割引対象率} \end{aligned}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{検知制御装置付融雪用機器の負荷設備容量 (入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量 (入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率が変わることにより、料金に変更があった場合は、37 (日割計算) に準じて日割計算をいたします。

ハ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けまたは取り替えられた場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が検知制御装置付融雪用機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ ロまたは36 (料金の算定) (1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

6 業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

- (1) この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5 (業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置) の適用を受けているお客さまについては、28 (業務用蓄熱調整契約) (1) または29 (産業用蓄熱調整契約) (1) にかかわらず、業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約を適用いたします。
- (2) (1) により業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を受ける場合は、28 (業務用蓄熱調整契約) (1) の「ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転 (以下「蓄熱運転」といいます。)」は、「蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転 (以下「蓄熱運転」といいます。)」と読み替えるものといたします。
- (3) この離島約款実施の際現に旧離島約款28 (業務用蓄熱調整契約) の適用を受けている

場合で、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量するときは、28（業務用蓄熱調整契約）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 料 金

各月の料金は、業務用電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から、(イ)によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(イ) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

a 業務用電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄 熱} &= \text{業務用電力（一般料金）の使用電} \\ \text{割引額} &= \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\times \text{その 1 月の} \times \text{(ニ) a の} \\ &\text{蓄熱電力量} \text{蓄熱割引率} \end{aligned}$$

b 業務用電力（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄 熱} &= \text{業務用電力（時間帯別料金）の夜間時間にお} \\ \text{割引額} &= \text{ける使用電力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\times \text{その 1 月の} \times \text{(ニ) b の} \\ &\text{蓄熱電力量} \text{蓄熱割引率} \end{aligned}$$

c 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄 熱} &= \text{業務用ウィークエンド電力の休日における} \\ \text{割引額} &= \text{使用電力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\times \text{その 1 月の休日の} \times \text{(ニ) c の休日の} \\ &\text{蓄 熱 電 力 量} \text{蓄 熱 割 引 率} \\ &+ \text{業務用ウィークエンド電力の平日における} \\ &\text{使用電力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\times \text{その 1 月の平日の} \times \text{(ニ) c の平日の} \\ &\text{蓄 熱 電 力 量} \text{蓄 熱 割 引 率} \end{aligned}$$

(ロ) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、ロにより計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」と

いいます。)が含まれる場合は、夜間使用電力量から(ハ)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(ハ) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率を乗じてえた値といたします。この場合、夜間使用電力量における控除電力量の比率は、別表 7（業務用蓄熱調整契約における標準控除率表）に定める標準控除率、または蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいて、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(ニ) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

a 業務用電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	24.2 パーセント
-----------	------------

b 業務用電力（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	10.9 パーセント
-----------	------------

c 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

	休 日	平 日
蓄 熱 割 引 率	12.2 パーセント	16.5 パーセント

(ホ) 単位および端数処理

a 控除電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b 夜間使用電力量における控除電力量の比率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

ロ 夜間使用電力量の計量

(イ) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

なお、当社は、供給設備の状況により、28（業務用蓄熱調整契約）(2)ロ(イ)の開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、昼間時間の延長

または短縮は行ないません。

(ロ) 夜間使用電力量の計量は、35（使用電力量等の算定）に準じて行ないます。

(ハ) 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則 2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

(ニ) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

(4) この離島約款実施の際現に旧離島約款 29（産業用蓄熱調整契約）の適用を受けている場合で、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量するときは、29（産業用蓄熱調整契約）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 料 金

各月の料金は、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型によって料金として算定された金額から、(イ)によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(イ) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その 1 月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

a 高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄 熱} &= \text{高圧電力（一般料金）の使用電} \\ \text{割引額} &= \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\times \text{その 1 月の} \times \text{(ニ) a の} \\ &\text{蓄熱電力量} \quad \text{蓄 熱 割 引 率} \end{aligned}$$

b 高圧電力Ⅰ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄 熱} &= \text{高圧電力Ⅰ型（一般料金）の使用電} \\ \text{割引額} &= \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\times \text{その 1 月の} \times \text{(ニ) b の} \\ &\text{蓄熱電力量} \quad \text{蓄 熱 割 引 率} \end{aligned}$$

c 高圧電力Ⅱ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄 熱} &= \text{高圧電力Ⅱ型（一般料金）の使用電} \\ \text{割引額} &= \text{力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\times \text{その 1 月の} \times \text{(ニ) c の} \\ &\text{蓄熱電力量} \quad \text{蓄 熱 割 引 率} \end{aligned}$$

d 高圧電力Ⅲ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力Ⅲ型（一般料金）の使用電力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その 1 月の蓄熱電力量} \times \text{(二) d の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

e 高圧電力（時間帯別料金）、高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金）、高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

$$\begin{aligned} \text{蓄熱割引額} &= \text{高圧電力（時間帯別料金）、高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金）、高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金）の夜間時間における使用電力量 1 キロワット時当たり料金} \\ &\quad \times \text{その 1 月の蓄熱電力量} \times \text{(二) e の蓄熱割引率} \end{aligned}$$

(ロ) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、ロにより計量された夜間使用電力量といたします。ただし、夜間使用電力量に控除電力量が含まれる場合は、夜間使用電力量から(ハ)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(ハ) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率を乗じてえた値といたします。この場合、夜間使用電力量における控除電力量の比率は、蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいて、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(二) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

a 高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	18.0 パーセント
-------	------------

b 高圧電力Ⅰ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	23.4 パーセント
-------	------------

c 高圧電力Ⅱ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	20.6 パーセント
-------	------------

d 高圧電力Ⅲ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	13.7 パーセント
-------	------------

e 高圧電力（時間帯別料金）、高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金）、高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	10.9 パーセント
-------	------------

(ホ) 単位および端数処理

a 控除電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b 夜間使用電力量における控除電力量の比率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

ロ 夜間使用電力量の計量

(イ) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

なお、当社は、供給設備の状況により、29（産業用蓄熱調整契約）(2)イの開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、昼間時間の延長または短縮は行ないません。

(ロ) 夜間使用電力量の計量は、35（使用電力量等の算定）に準じて行ないます。

(ハ) 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則 2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

(ニ) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

7 蓄熱ピークシフト割引額の算定にかかわる取扱い

28（業務用蓄熱調整契約）(4)ホまたは 29（産業用蓄熱調整契約）(4)ホにより本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加える場合で、その「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額」に旧離島約款の業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約により算定された蓄熱ピークシフト割引額が含まれるときの「本取扱いの適用が解消された月の料金」は、28（業務用蓄熱調整

契約) (4)ホまたは 29 (産業用蓄熱調整契約) (4)ホに準じて算定いたします。この場合、「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額」は、旧離島約款の業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約により算定された蓄熱ピークシフト割引額の合計金額と、この離島約款により算定された各月の蓄熱ピークシフト割引額とを合計した金額といたします。

8 業務用空調システム契約についての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款 30 (業務用空調システム契約 [エコ・アイスプラス]) の適用を受けている場合で、総合電気空調システムの非蓄熱電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量するときは、30 (業務用空調システム契約 [エコ・アイスプラス]) (3)にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 料 金

各月の料金は、業務用電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から、イによって算定された空調システム割引額を差し引いたものといたします。

イ 空調システム割引額

空調システム割引額は、1 月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{空調システム割引額} = \text{ロの非蓄熱電力量} \times \text{ハの割引単価}$$

ロ 非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は、(2)により計量された総合電気空調システムのオフピーク時間における使用電力量から 28 (業務用蓄熱調整契約) (3)ロまたは附則 6 (業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置) (3)イ(ロ)の蓄熱電力量を差し引いた使用電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって非蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

非蓄熱電力量 1 キロワット時につき	4 円 40 銭
--------------------	----------

(2) 計 量

イ 当社は、総合電気空調システムの非蓄熱電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に原則として低圧で計量いたします。この場合、総合電気空調システムは、専

用の回路で施設していただきます。

- ロ 非蓄熱電力量の計量は、35（使用電力量等の算定）に準じて行ないます。
- ハ 供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則 2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。
- ニ 非蓄熱電力量の計量は、特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

9 業務用電化厨房契約についての特別措置

この離島約款実施の際現に旧離島約款 31（業務用電化厨房契約〔クック e プラス〕）の適用を受けている場合で、電化厨房機器の使用電力量（以下「電化厨房電力量」といいます。）を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量するときは、31（業務用電化厨房契約〔クック e プラス〕）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 料 金

各月の料金は、業務用電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から、イによって算定された電化厨房割引額を差し引いたものといたします。

イ 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1 月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{電化厨房割引額} = \text{ロの割引対象電力量} \times \text{ハの割引単価}$$

ロ 割引対象電力量

割引対象電力量は、(2)により計量された電化厨房機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって割引対象電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

割引対象電力量 1 キロワット時につき	4 円 40 銭
---------------------	----------

(2) 計 量

イ 当社は、電化厨房電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。

ロ 電化厨房電力量の計量は、35（使用電力量等の算定）に準じて行ないます。

ハ 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則 2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ニ 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

10 アンシラリーサービス料についての特別措置

お客さまが平成 17 年 9 月 30 日までに当社の供給設備に電氣的に接続して使用された発電設備については、当該発電設備を更新されない限り、本則にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。

11 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合等の料金の算定期間は、34（料金の算定期間）にかかわらず、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、34〔料金の算定期間〕によるものいたします。以下「検針期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の使用電力量および最大需要電力は、35（使用電力量等の算定）にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、トおよびチの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

なお、やむをえない事情のある場合で、当社があらかじめお知らせした日以外の日

に検針を行なったとき、または特別の事情がある場合で毎月ごとに検針を行なわない

ときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、トおよびチの場合を除き、検針日における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における 30 分最大需要電力計の読みといたします。）によります。

なお、乗率を有する 30 分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

ハ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30 分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の 2 分の 1 の値を単位といたします。

ニ 時間帯別料金の場合は、使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。

ホ 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ヘ 当社は、検針の結果を 39（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。

ト 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、チの場合を除き、次によります。

(イ) 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(ロ) 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した 30 分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

チ お客さまが不在等のため検針できなかった場合または計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、この場合の料金のお客さまの支払義務は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生するものといたします。

(3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の料金は、36（料金の算定）(1)にかかわらず、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ (1)の場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

(4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、(3)イ、ロまたはハのときは、37（日割計算）にかかわらず、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(7)により算定いたします。

ロ イによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ハ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(5) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等は、24（融雪用電力A）(6)ホ、25（融雪用電力B）(6)ホ、26（融雪用電力C）(6)ホおよび27（融雪用電力D）(6)ホにかかわらず、最低使用期間の設定は、お客さまから申出がないときは、原則として毎年12月の料金にかかる検針期間等の始期から翌年の2月の料金にかかる検針期間等の終期までの期間といたします。

(6) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等は、30（業務用空調システム契約〔エコ・アイスプラス〕）(2)イおよび31（業務用電化厨房契約〔クック e プラス〕）(2)イにかかわらず、冬期間は、毎年11月の料金にかかる検針期間等の始期から翌年の2月の料金にかかる検針期間等の終期までの期間といたします。

(7) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは、別表5（日割計算の基本算式）

(1)ロまたはハにかかわらず、次のとおりといたします。

イ (3)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ (3)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

12 災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和7年4月1日以降にこの離島約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、この離島約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生日町村または本部所管区域市町村の区域(以下「災害救助法適用地域」といいます。)

として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその

対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災害証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）、および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、38（料金の支払義務および支払期日）(3)、(4)ならびに(5)にかかわらず、それぞれ 1 月延期いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 業務用電力、業務用ウィークエンド電力、高圧電力、高圧電力Ⅰ型、高圧電力Ⅱ型および高圧電力Ⅲ型の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、36（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

(ハ)に定める割引日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30 分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

ロ イ以外の場合

イに準じて割引を行ないます。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、62（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。

イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別

と同一であること。

ロ 契約負荷設備の総容量または契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。

- (4) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、62（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。
- (5) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、15（業務用電力）(5)、16（業務用ウィークエンド電力）(4)、17（高圧電力）(5)、18（高圧電力Ⅰ型）(4)、19（高圧電力Ⅱ型）(4)、20（高圧電力Ⅲ型）(4)、21（臨時電力）(3)、22（自家発補給電力）(1)ハおよび(2)ハ、23（予備電力）(3)、24（融雪用電力A）(4)、25（融雪用電力B）(4)、26（融雪用電力C）(4)、27（融雪用電力D）(4)、附則3（臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い）ならびに附則4（自家発補給電力Bのお客さまの料金算定にかかわる取扱い）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。
- (6) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、62（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の場合、その 1 月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとい

たします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、(2)イ(ハ)により算定された燃料費調整単価、(3)イ(ハ)により算定された加重平均市場価格調整単価および当社の託送約款等にもとづき算定された離島ユニバーサルサービス調整単価により算定いたします。

ロ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、(2)イ(ホ)により算定された燃料費調整額、(3)イ(ホ)により算定された加重平均市場価格調整額および当社の託送約款等にもとづき算定された離島ユニバーサルサービス調整額により算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基 準 燃 料 価 格	51,400 円
-------------	----------

(ハ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(ニ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ホ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ハ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、燃料費調整単価が(ハ) a により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(ハ) b により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 8 厘
-------------	----------

(3) 加重平均市場価格調整

イ 加重平均市場価格調整額の算定

(イ) 加重平均市場価格

a 1 キロワット時当たりの加重平均市場価格は、次の算式によって算定された値

といたします。

また、加重平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta = 0.6760$$

$$\varepsilon = 0.3240$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

(ロ) 基準市場価格

1 キロワット時当たりの基準市場価格は、次のとおりといたします。

基 準 市 場 価 格	12 円 24 銭
-------------	-----------

(ハ) 加重平均市場価格調整単価

加重平均市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロワット時当たりの加重平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{加重平均市場価格調整単価} = \\ (\text{基準市場価格} - \text{加重平均市場価格}) \times \text{ロの調整係数} \end{aligned}$$

b 1 キロワット時当たりの加重平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{加重平均市場価格調整単価} = \\ (\text{加重平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{ロの調整係数} \end{aligned}$$

(ニ) 加重平均市場価格調整単価の適用

各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された加重平均市場価格調整単価は、その加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調

整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ホ) 加重平均市場価格調整額

加重平均市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(ハ)によって算定された加重平均市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、加重平均市場価格調整単価が(ハ) a により算定される場合は、加重平均市場価格調整額を差し引くものとし、加重平均市場価格調整単価が(ハ) b により算定される場合は、加重平均市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

調	整	係	数	0.229
---	---	---	---	-------

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

離島平均燃料価格、離島基準燃料価格、離島調整上限燃料価格、離島ユニバーサルサービス調整単価および離島ユニバーサルサービス調整額ならびに離島基準単価は、当社の託送約款等に定める離島ユニバーサルサービス調整によるものといたします。

(5) 適用期間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 加重平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 加重平均市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(6) 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、(2)イ(イ)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、(3)イ(イ)の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格、離島ユニバーサルサービス調整単価ならびに(1)イによって算定された燃料費等調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

3 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合は、契約受電設備の群容量(キロボルトアンペア)は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) Δ またはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 3$$

(2) V結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 2 \times 0.866$$

(3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{電灯電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)}$$

$$- \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)}$$

$$+ \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 2 \times 0.866$$

4 契約電力の算定方法

高压で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで、契約電力が 500 キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、託送約款等に定める負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を託送約款等に定める契約負荷設備の総容量の算定（この場合、1 ボルトアンペアを1 ワットとみなします。）に準じて算定いたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を 1 台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
次の 100 キロワットにつき	70 パーセント
次の 150 キロワットにつき	60 パーセント
次の 200 キロワットにつき	50 パーセント
500 キロワットをこえる部分につき	30 パーセント

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表 3〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに託送約款等に定める負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
次の 50 キロワットにつき	70 パーセント
次の 200 キロワットにつき	60 パーセント
次の 300 キロワットにつき	50 パーセント
600 キロワットをこえる部分につき	40 パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2 次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2 次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

5 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、36（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}} \text{ といたします。}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 36（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 36（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間にお

いて 30 分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

なお、それぞれの期間の時間帯別および休日、平日別の使用電力量は、時間帯および休日、平日ごとに 30 分ごとの使用電力量をそれぞれの期間において合計して算定いたします。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 36（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 36（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において 30 分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

6 蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式

(1) 蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の蓄熱ピークシフト割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、36（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(2) 業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を開始し、または業務用蓄熱調整契約もしくは産業用蓄熱調整契約による契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約による契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を開始し、または業務用蓄熱調整契約もしくは産業用蓄熱調整契約による契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約による契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

7 業務用蓄熱調整契約における標準控除率表

用 途	業 種	標準控除率
空 調	旅 館 ・ ホ テ ル	20 パーセント
	病 院	10 パーセント
	コンピュータセンター	20 パーセント
	放 送 局	30 パーセント
給 湯	旅 館 ・ ホ テ ル	30 パーセント
	寮	10 パーセント

8 業務用電化厨房契約における適用対象機器類別

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200 ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スूपケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器